

日本スポーツ振興センター災害給付金の支給手続きについて

1. 災害の対象

学校管理下の活動中に起こった事故や病気が対象となります。学校管理下とは、授業中、学校への登下校中、部活動中、学校が引率する課外活動中、寮生活などの場合を指します。

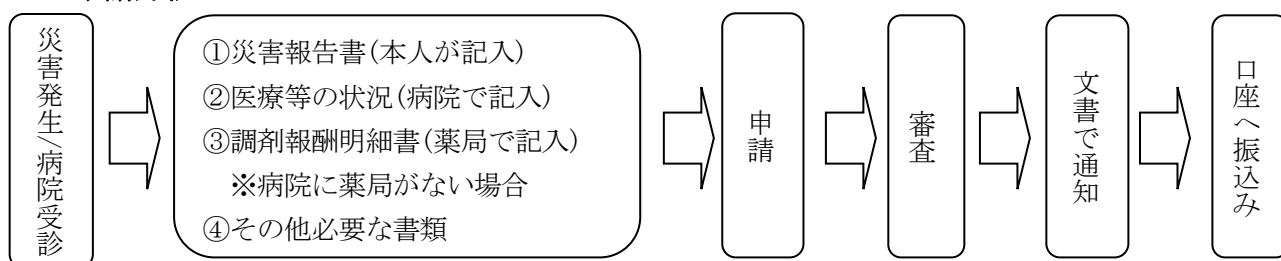
2. 災害給付額

給付金対象額は、初診から治癒までの医療費の総額が 5000 円（保険点数 500 点）以上となります

3. 給付金給付期間

災害発生より 2 年以内に申請をし、最大 10 年間給付金が支給されます。

4. 申請方法



※**災害報告書**には担任と顧問など関係教員の印鑑をもらい、その他申請に必要な書類②～④をそろえて保健室まで提出してください。

※**治療用装具**を利用した場合、**治療用装具明細書**の提出が必要になります。**領収書のコピーの添付と保護者サイン**を忘れずにお願いいたします。

※1 ヶ月の保険点数が 7,000 点以上 の場合、**高額療養状況の届**の提出が必要になります。記入後**必ず封筒に入れ、封をした状態で提出**をお願いいたします。（事業所等での記載が必要になる場合もありますので、文書の注意事項に従って記入してください。）

5. その他

- ・申請後、給付金の審査が行われます。審査から給付金の支給まで、1 ヶ月半程度かかります。
- ・月ごとに申請手続きが可能ですので、上記②～④の書類は、医療機関等で必要事項を記入していただき、速やかに学校へご提出ください。なお、継続受診の場合等、追加で書類が必要となる場合は学校ホームページからダウンロードしていただくか、保健室でお渡しします。
- ・治療途中で医療機関を変更された場合は、医療機関ごとに書類が必要となりますので、保健室までご連絡ください。また、転医された理由についても確認させていただきます（例：自宅近くの医療機関へ変更、専門医を受診、検査のため別の医療機関を受診、リハビリのみ別の医療機関で行っている等）。
- ・審査の結果、給付の対象となった場合は、学校より文書で通知し、毎月末に授業料口座へ振り込まれます。
- ・審査の結果、給付金が支給されない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご不明な点は、保健室までご連絡ください。

担当：養護教諭 高倉
連絡先：0955-58-9000